

地域づくり総合交付金（北海道デジタルチャレンジ推進事業）実施要綱

第1 総則

この要綱は、地域づくり総合交付金（北海道デジタルチャレンジ推進事業）（以下「交付金」という。）の交付に関し、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）及び北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 交付の目的

この交付金の目的は、次に掲げる各号に定めるものとし、予算の範囲内で交付する。

- (1) AIや「モノとインターネットをつなげる技術」（以下「IoT」という。）、それにより収集したデータの一層の活用により、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因した、北海道特有の地域課題（農林水産、観光・交通、生活・福祉の3分野）を解決し、道内市町村にAIの活用やIoTの実装、データの利活用を横展開することで北海道全体の活性化に資するものであること。
- (2) 北海道Society5.0の実現に資するものであること。

第3 交付対象事業

この要綱において、第2の目的達成に資する事業（以下「交付事業」という。）とは、次に掲げる各号の全ての要件を満たすものをいう。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大に起因した北海道特有の課題についてAIの活用やIoTを活用して解決するものであり、次の3分野のいずれかに該当するもの
 - ア 農林水産
 - イ 観光・交通
 - ウ 生活・福祉
- (2) 事業で作成、取得したデータをオープンデータとして公開し、新たな活用事例の提案を交付事業者が行うもの
- (3) 北海道内の市町村で実証を行うもの
- (4) 北海道内の他の地域に横展開できる取組であるもの
- (5) 国の補助事業で実施できないもの。また、本交付金の交付を受けようとする経費に対して、国、地方公共団体その他公的団体等からの補助金等の交付又は経費の負担（当該交付事業を実施するコンソーシアムの構成員となる市町村からの経費の負担を除く）を受けていないこと。

第4 交付対象者

交付対象者は、道内市町村とIoTのノウハウを持つ民間事業者等によるコンソーシアムとする。

2 民間事業者は以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 北海道内に事業所（本社、支社、営業所等）を有していること
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者ではないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

以下「暴対法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) ではないこと。

なお、個人事業主の場合は暴力団員(暴対法第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。) ではないこと。

- (4) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

第5 事業計画の提案

交付金の交付を受けようとする者は、知事が指定する期日までに、事業内容等を記載した事業計画を知事に提案することとする。

- 2 前項の事業計画の提案は、別に定める「北海道デジタルチャレンジ推進事業公募要領」(以下「公募要領」という。) で定める書類を公募要領に定める期日までに提出することにより行うものとする。

第6 事業の審査

知事は、第5の規定により事業計画の提案があったときは、審査委員会を開催する。

- 2 審査委員会においては第5の規定により提出された事業計画の提案内容について、次の観点で 提案者から意見を聴取するものとする。
 - (1) AIやIoTを活用して、新型コロナウイルス感染症の流行により発生した地域の課題に対する解決が行われるものであること
 - (2) 事業の実施に当たって、実施体制、地域合意形成、許可手続きの進捗状況等から、期間内の実現性が認められるものであること
 - (3) 事業実施により取得したデータをオープンデータとして公開し、さらにデータの新たな活用事例の提案を応募提案者が行うものであること
 - (4) 事業で実施された取組を、北海道内の他の地域で横展開できる仕組みが確認できるものであること。

第7 事業計画の認定

知事は、提出された関係書類の内容を審査の上、交付金の対象となる事業を採択し、交付金の交付を受けようとする者に対し、交付の内示を行うものとする。

第8 交付金の交付申請

交付の内示を受けた者は、知事に対し、別に定める日までに、総政第1号様式(平成25年北海道告示第10328-3号による告示様式。以下「総政第〇号様式」について同じ。)による補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して交付金の交付申請を行うものとする。

- (1) 総政第2号様式 事業計画書
- (2) 総政第14号様式 補助金等交付申請額算出調書
- (3) 総政第18号様式 経費の配分調書
- (4) 総政第20号様式 事業予算書
- (5) 総政第32号様式 資金収支計算書
- (6) その他知事が必要と認める書類

- 2 前項の申請に当たっては、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額(交付対象経費に

含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率等乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

第9 交付決定等

知事は、第8の規定による交付金の交付の申請があったときは、当該補助金等交付申請書等の審査等により、適正と認めるときは交付金の交付を決定し、申請を行った者に通知するものとする。

第10 交付の対象及び交付率

知事は、第9の規定により交付金の交付決定を受けた者（以下「交付事業者」という。）が交付事業を実施するために必要な経費のうち、次表に掲げる経費（以下「交付対象経費」という。）について予算の範囲内で交付金を交付する。

事業	交付対象経費	交付率	交付限度額
北海道デジタル チャレンジ推進 事業	賃金、報償費、旅費、需用費 （消耗品、燃料費等）、役務費 （通信運搬費、保険料等）、委 託料、使用料及び賃借料、原材 料費、備品購入費、その他知事 が特に必要と認める経費	交付対象経費の 1 / 2 以内	1 事業当たり 上限額 10,000 千円 下限額 1,000 千円

2 交付金額として算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

第11 申請の取下げ

交付金の申請をした者は、第9の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る交付金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付の決定は、なかったものとみなす。

第12 交付事業の中止等

交付事業者は、第9に定める交付金の交付の決定があった交付事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総政第23号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書により知事の承認を受けなければならない。

第13 事業遅延等の報告

交付事業者は、交付事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は交付事業の遂行が困難になったときは、総政第24号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

第14 交付事業の変更

交付事業者が、交付事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ総政第21号様式の補助事業等変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる交付事業の目的の変更を伴わない軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) 交付金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合
 - (2) 交付対象経費の費目の内容相互間における増減であつて、交付の決定の際における交付対象経費の総額の20パーセント以内で増減する場合
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 3 知事は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、交付事業者に通知するものとする。

第15 交付事業の管理

知事は、第2に規定する目的を達成するために必要な限度において、交付事業者に対して次に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 交付事業の実施状況、実施方法について、期限を定めて調査し、実施状況報告書（別紙様式7）を提出させること。
 - (2) 北海道の職員等を補助事業者の事業所等へ派遣し、交付事業の実施に立ち合わせること。
- 2 知事は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、交付事業者に対して、交付事業の実施に必要な指示を行うことができるものとする。ただし、当該指示が交付事業の変更に係る場合は、第14に規定するところによるものとする。
- 3 前2項の規定は、交付事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間は、なお効力を有するものとする。

第16 実績報告書

交付事業者は、交付事業が完了したとき（第12の規定による交付事業の中止等の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日以内又は交付金の交付決定があつた日の年度の3月10日のいずれか早い日までに、総政第28号様式の補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による実績報告に当たっては、次の書類を添付するものとする。
- (1) 総政第2号様式 事業実績書
 - (2) 総政第29号様式 補助金等精算書
 - (3) 総政第31号様式 事業精算書
 - (4) その他知事が別に指示する書類

第17 帳簿及び書類の備付け

交付事業者は、当該交付事業に関する帳簿及び書類を備え、交付事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、交付事業の完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産

がある場合で、当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。

第18 交付金の額の確定

知事は、第16の実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付事業等の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、当該交付事業者に通知するものとする。

2 前項において確定をしようとする交付金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第19 交付金の交付

交付金は、第18の1の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に交付するものとする。

第20 報告の公表

知事は、第15の2及び第16の1の規定により提出があった報告書の全部又は一部を公表することができる。

第21 収益納付

知事は、第16の1の規定により提出があった報告書により、交付事業者当該交付事業の産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定又は交付事業に基づく成果の他への供与等により収益が生じたと認めるときは、交付事業者に対し、その収益の全部又は一部に相当する額を道に納付（交付金の確定額の合計額を超えない範囲内に限る。）させることができるものとする。

第22 財産の処分の制限

財産の管理及び処分の制限については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交付事業者は、交付事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的運営を図らなければならない。
- (2) 交付事業者は、取得財産等で、1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具等については、交付事業等の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過することになるまでの期間（当該耐用年数が10年を超える場合は、当該交付事業等の完了の年の翌年から起算して10年間）は、あらかじめ知事の承認を受けずにこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。ただし、交付された交付金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではない。
- (3) 交付事業者は、前号の申請により承認を受けた場合において、交付金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。

- (4) 前号に定める場合を除くほか、交付事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることができるものとする。

第23 交付金の交付の条件

知事が交付金の交付の決定をする場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）」第1号様式に定める交付の条件のほか、第14、第21及び第22の条件を付すものとする。

第24 成果の発表等

知事は、交付事業の名称、交付事業の概要、交付事業者名、所在市町村名、交付金額を公表するものとする。

2 知事は、第16の規定により提出のあった報告書を、本道におけるIoTの普及推進のために活用し、必要に応じて交付事業者に事業の成果等を発表させることができる。

3 知事は、交付事業者が事業で作成、取得したデータについて、オープンデータとして公開することができるものとする。ただし、次に該当するものを除く。

- (1) 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第2条に該当するものをいう。）を含むもの
- (2) 国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすもの
- (3) 法人や個人の権利利益を害する恐れのあるもの
- (4) その他、知事と交付事業者の協議により非公表としたもの

第25 事業着手後の交付決定

知事は、事業着手後に交付決定を行う場合は、事業の目的、内容、実施時期等を勘案し、事業着手後の交付決定があっても交付金の目的に合致することや事業着手後の交付決定がやむを得なかった事情等を十分に審査し、その内容を交付決定書等で明らかにするものとする。

第26 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。